

短期お試し移住体験業務委託仕様書

1 委託業務の名称

短期お試し移住体験業務委託

2 委託業務の目的

本委託業務は、新たな「移住・定住」推進プロジェクト事業内で、市外県外者の益田市への関心を高め、移住検討者を増やすことを目的に、益田の暮らしを体験する短期滞在型のイベントを企画・運営する。(1泊2日程度のお試し移住体験を4回程度)

3 委託業務期間

業務委託の期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

4 業務内容

(1) 対象者

市外在住の18歳から50歳までの者(保護者同伴の18歳未満の参加は可)とする。

(2) 体験内容

- ・ 益田市において2日間程度のお試し移住体験を行う。
- ・ 益田市の子育て環境を知ることができる機会を提供する。
- ・ 地域自治組織等と連携した地域活動の体験を行い、対話プラスへの参加、または、地域住民との対話の活動を含むこととし、参加者が益田市に対してより深い関心をもつ機会を提供する。
- ・ 各回の定員は10名を最低人数とすること。

(3) イベント実施に係る注意事項

次の点については、事業を実施する際に注意すること。

- ・ 参加費は無料、集合場所までの交通費、宿泊費、食事代は参加者負担を基本とする。
- ・ 現地体験中に実費負担が想定される事項は募集時に明記すること。

(4) 実施業務

① イベントの企画

受託者は、事業の実施に先立ち、契約締結後速やかに実施体制、工程計画等以下に示す項目について業務計画書を作成し、市と協議のうえ、提出するものとする。

ア 業務概要

イ 実施体制及び連絡体制(緊急時を含む)

ウ 工程計画

② イベントの告知(参加者の募集及びとりまとめ等)

各回の内容をまとめた募集告知の手法を決定し、広くPRして募集を行うとともに、参加者名簿を作成する。なお、益田市が管理するサイトやSNSを活用することは差し支えない。

(募集方法については市と調整のこと)

③ イベントのゲスト・視察先の手配・調整

各回のテーマに沿ったゲストや視察先を市と協議の上で選定し、日程調整や内容の打ち

合わせ、謝金等の支払事務を実施すること。

④イベントの運営（準備を含む）

会場の手配、物品や印刷等の準備を行うこと。また、当日の運営を行い、体験をスムーズに進めること。

⑤アンケートの作成と集計

各回においてアンケートの作成を行い、参加者へ配布・回収し、集計・分析すること。

⑥記録

各回において、記録及び広報のため写真若しくは動画の撮影を行い、報告書に添付する。

⑦スケジュール調整

打ち合わせや体験実施にあたり、市との日程調整を行い円滑に体験が実施できるようにすること。

⑧その他

- ・益田市が新たな「移住・定住」プロジェクト事業に係る連絡会議を開催する場合は、会議に出席すること。
- ・受託者は、委託者に対して、各回終了後1か月以内に指定する様式により報告し、各年度末には全体を通した実施報告書を提出すること。
- ・受託者は、委託者に対して、定期または随時に業務の進捗状況や遂行上の問題点等について文書または口頭により報告するものとする。
- ・委託者は、前項の報告を受け事業の目的を達成するために必要と認められる場合は、受託者との協議により業務内容の一部を変更し指示することができる。
- ・委託者は、受託者の業務遂行にかかる必要経費を予算の範囲内において措置するものとし、受託者は最大の効果が得られるようこれを計画的に執行するものとする。

5 対象経費

委託契約の対象経費は、本事業の実施に必要と認められる経費（人件費、謝金、職員及びゲストの旅費、現地体験において必要な参加者の移動に係る経費、役務費、需用費、研修の内容に直接必要な食糧費、賃借料、委託費）とする。

※事業全般にわたって以下の経費は委託金額の対象外とする。

- ・参加者の集合場所までの交通費、宿泊費及び研修対象外の食糧費
- ・国、地方公共団体の補助金、委託費等により既に支弁されている経費
- ・その他、事業との関連性が認められない経費

6 委託成果品

- (1) 受託者は、各回終了後1か月以内にデータ及び紙媒体にて実施報告書及び参加者名簿を提出し、年度末には全体を通した実施報告書を提出すること。
- (2) 写真又は動画のデータはDVD-Rにて提出すること。

7 委託料の支払い

- (1) 受注者は、業務完了後、検査に合格したときは、委託料の支払を請求するものとする。ただし、業務委託を行うために必要であると委託者が認めたときは、受託者は概算払いを

請求することができる。委託者は、請求があった日から 30 日以内に委託料を支払うものとする。

- (2) 本業務終了後、実績額が当初の契約額を下回った場合は、その実績額をもって変更契約を締結するものとする。
- (3) 本業務により直接発生した収入（収益）があるときは、委託契約額から当該収入金を差し引いた額をもって変更契約を締結する。また、確定した委託契約額を上回る額がすでに概算払いされている場合には、超過分を市に返還するものとする。
- (4) 特段の理由がなく目標を著しく達成できていなかった場合は、契約を解除し、上記（1）による概算払がある場合には、双方の協議により、その全額または一部を返還するものとする。

8 秘密の保持等

受託者は、個人情報保護法を含む関係法令を遵守し、業務の内容、データの内容、その他契約履行により知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。この業務は履行期間の終了または契約を解除した後にも存続するものとする。

9 再委託の禁止

受託者は、業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により本市の承諾を得たときは、この限りではない。

10 著作権その他知的財産権

本事業により新たに制作した制作物について

- (1) 受託者は、制作、納品した制作物については、益田市が広報及び広告活動等を行う場合、自由に使用できるよう、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 18 条から第 20 条に規定する著作権者の権利を行使しないこととする。
- (2) 受託者が有する著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利は、納品とともに無償で委託者に譲渡すること。また、譲渡が難しい場合においては、委託者と協議の上、譲渡を行わないことができる。ただし、その場合においても、委託者の使用权及び改変を要求する権利は留保しておくこととする。
- (3) 受託者は、委託者に無償譲渡する前項の著作権法上の権利を、委託者以外の第三者に譲渡しないこととする。
- (4) 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを保証すること。なお、制作物に使用する写真、文字等が受託者以外の物の著作物（以下「原著作物」という）である場合には、原著作者に説明し、承諾を得るなど必要な手続きを取った上で本業務にあたることとし、原著作物の原著作者と委託者との間に著作権上の紛争が生じないようにすることとする。
- (5) 当該制作物が、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものであった場合、前項の手続きに不備があった場合その他受託者の責に帰する事由により原著作物の原著作者等と委託者等の間に紛争が生じた場合、これによって生じる責任の一切は、受託者が負うこととする。

- (6) 委託者から提供する既存の情報については、著作権は委託者に帰属するものとする。

11 その他の留意事項等

- (1) 本市から提供を行った情報及び関係資料については、本委託業務を遂行するにあたって必要な範囲でのみ使用することとし、業務外・目的外での一切の使用を禁ずる。また、業務終了後は速やかに返却し、全ての機器上から消去のうえ、その旨本市へ報告すること。
- (2) 本市の条例・規則を遵守し、本市にとって適切な成果及び納品物が得られるよう、本市の立場に立ち、業務を遂行すること。また、本業務における課題、業務の見直し等必要な事項について、積極的に提案を行うこと。
- (3) 業務の遂行にあたっては、本市との連絡・調整を密に行い、別途協議が必要と判断された場合は、協議により随時打ち合わせの場を設けるものとする。また、作業の進捗状況について定期的に報告すること。
- (4) パソコンなど業務遂行に係る必要な機器等については、すべて受託者が用意するものとする。また、それらの機器類は、受託者の責任で保守・管理及び故障対応すること。

12 その他

- (1) 仕様の詳細については、本業務の受託者として決定したのち、本市との協議の上、確定するものとする。ただし、提案内容がすべて盛り込まれるものではない。
- (2) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。